

## 助産所構造設備使用許可申請書の記載要領

事案	入所施設を有する助産所がその構造設備を使用する場合		
根拠法令	医療法第27条		
提出期限	事前	様式	7
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	(1) 管理者の助産師免許証の写し（原本照合必要）並びに履歴書 (2) 周囲の見取図 (3) 建物の平面図（各室の用途、寸法、面積を明示すること。入所室については入所定員も明示すること） (4) 建築基準法の検査済証の写し（検査済証が交付される事例の場合）		
提出部数	3部		
手数料	16,000円（各区保健福祉センター窓口にて現金収納）		

## 様式の記載要領及び留意事項

「開設者」欄	
開設者住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開設者の住所とは、</li> <li>・ 法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。</li> <li>・ 個人の場合は、開設者個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。</li> </ul>
氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開設者の氏名とは、</li> <li>・ 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。</li> <li>・ 個人の場合は、開設者個人の氏名を記載する。</li> </ul>
1. 開設者の住所及び氏名	<p>[助産師開設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助産所開設届出書の開設者の住所・氏名（変更があった場合には届け出た開設者の住所・氏名）を記載する。</li> <li>■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。</li> </ul> <p>[非助産師開設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助産所開設許可書の開設者の住所・氏名（変更があった場合には届け出た開設者の住所・氏名）を記載する。</li> <li>■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。</li> </ul>
2. 管理者の住所及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理者の住所及び氏名を記載する。</li> <li>■ 管理者助産師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。</li> <li>■ 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</li> <li>■ 電話番号等は、管理者の電話番号を記載する。</li> </ul>
3. 助産所の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開設届出書又は開設許可書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。</li> </ul>
4. 開設の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開設届出書又は開設許可書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）を記載する。</li> <li>■ 電話番号等は、開設した助産所の電話番号等を記載する。</li> </ul>
5. 構造設備の概要 (入所室内訳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助産所の構造設備のうち入所室の室数と入所定員を記載する。</li> <li>※ 入所室を新設若しくは増加させたい場合は、保健所に事前相談すること。</li> </ul>
室名	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「〇〇号室」などとそれぞれの入所室の室名を記載する。 (なお、添付する建物の平面図にも同一の室名を記載すること。)</li> </ul>
定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各入所室の入所定員を記載する。</li> </ul>
床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。</li> </ul>

## 助産所構造設備使用許可申請書の記載要領

様式に記載要領及び留意事項	
内法床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 内法による床面積を記載する。</li> <li>(留意事項) 有効内法床面積の算定にあたっては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、洗面所等、容易に移動できないものについては、入所室の床面積から除外すること。</li> </ul>
1人あたりの床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 内法床面積を入所定員で除して、小数点第2位(第3位を四捨五入)まで算出した数値を記載すること。</li> <li>(留意事項) 1人(1母子)を入所させるものにあつては、6.3㎡以上、 2人(2母子)以上を入所させるものにあつては1人(1母子)につき、4.3㎡以上の内法床面積が必要なことに留意すること。</li> </ul>
採光面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 採光のための窓その他の開口部の面積を記載すること。</li> <li>(留意事項) 入所室の床面積の7分の1以上の面積が必要。(建築基準法第28条) 開口部の採光に有効な面積の算定方法については、建築基準法(建築基準法施行令第20条)の定めによること。</li> </ul>
開放面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 換気のための窓その他の開口部の面積を記載すること。</li> <li>(留意事項) 入所室の床面積の20分の1以上の面積が必要。(建築基準法第28条) ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。</li> </ul>

添付書類の留意事項	
管理者の免許証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 窓口において、許可申請時に添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には免許証の原本もあわせて持参すること。</li> <li>■ 氏名・本籍地変更により免許証の記載事項の書換えがなされ、裏面にも記載のある場合は裏面も必要。</li> </ul>
管理者の履歴書	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本籍地、氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴(就職・退職の旨を明記する)を記載すること。</li> </ul>
周囲の見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助産所の場所が明確に分かる見取図を添付する。(市販の地図の写しでも可)</li> <li>■ 最寄り駅、バス停などを記載する。</li> </ul>
建物の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助産所全体の平面図を添付し、助産所の総面積を記載する。 助産所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。</li> <li>■ 各室の寸法、面積及び室名を記載する。</li> <li>■ 入所室部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。</li> </ul>
※建築基準法の検査済証の写し (検査済証が交付される事例の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 窓口において、許可申請に添付する検査済証の写しの原本照合を行うため、届出時には原本もあわせて持参すること。</li> </ul>